

【ABC 消費者情報 Vol.11】

■SF 商法(ハイハイ学校)にご注意

卵などの景品をもらうため会場に集まり、最終的に高額な健康食品や健康器具を購入してしまう SF 商法による契約トラブルの相談が寄せられています。市内各地で場所を変えて販売する可能性もありますので、注意が必要です。

■相談事例

景品を配った後、健康によい講座をしてくれるので、何回か会場に通い、健康食品を購入した。会場に来ている他の高齢者の中には、現金払いは安くすると言われ銀行でお金を下ろして払っている人や、営業員に家や銀行に送り迎えをしてもらっている人や、総額100万円相当購入している人も数名いるようだ。

■注意点

はじめは、タダ同然で品物を配り、客が興奮状態になったところで高額な商品売りつける商法です。通常、閉め切った会場で行い、途中で出られないようにしています。この商法の相談者のほとんどが高齢者です。

■アドバイス

- タダほど高いものはないと思って、会場に出かけないようにしましょう。
- 8日間以内ならクーリング・オフ（無条件解約）ができます。
- トラブルにあったら、消費生活センターに相談してください
- 地域における見守りが被害の未然防止につながります。日頃から、地域での声かけを行うことも、高齢者の被害防止のためには大切です。

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611